

地方法人特別税に関する暫定措置法施行規則 の一部を改正する省令の概要

平成26年2月

総務省

1 改正の趣旨

地方法人特別税に関する暫定措置法施行規則について、財源超過団体調整額に係る規定の明確化を行う。

2 主な改正の内容

財源超過団体調整額の算定の基礎となる地方法人特別税の収入見込額について、当初予算に計上された地方法人特別税の額を用いることとする取扱いを明確化する。

3 施行期日

公布の日（2月27日）から施行する。